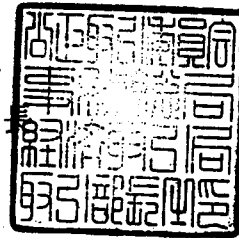




公取調第4号
平成14年3月14日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市長 殿
各中核市長 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部



介護保険適用サービス分野における競争状況に関する調査報告書
の送付について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、公正取引委員会は、介護保険適用サービス分野における競争状況について居宅サービス分野を中心に調査し、報告書を取りまとめましたので送付いたします。同報告書において競争政策の観点から提言を行っております。

近年、規制改革や競争政策の積極的な推進が望まれております。介護保険制度の運営に当たっては、地方公共団体の自主的な行政運営が期待されているところでありますが、本報告書の競争政策の観点からの提言を十分ご理解いただき、都道府県においては、競争制限的に機能するおそれのある行政指導を行うことのないよう、また、市町村においては、訪問調査の委託に際して特定の事業者を有利に扱う等の運用を行うことのないよう留意し、必要に応じて、関係機関・部署において改善に向けた取組を行うことを要望いたします。

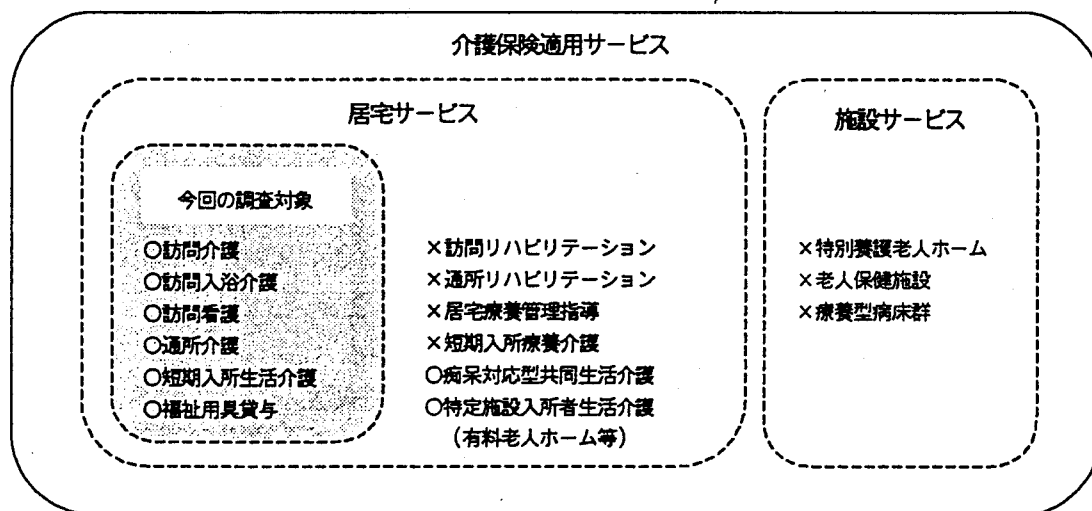
介護保険適用サービス分野における競争状況に関する調査について
 - 居宅サービスを中心に -

平成14年3月13日
 公正取引委員会

1 調査の趣旨・目的

現在、社会的規制分野について規制改革を推進していくことが政府全体の重要な政策課題となっている中、介護保険制度が創設され（平成12年4月施行）、居宅サービス分野について民間事業者（営利法人）の参入が認められたことを踏まえ、社会的規制分野における事業者間の競争状況の実態把握の一環として、今般、介護保険適用サービス分野のうち居宅サービス分野を中心に調査を行い、競争政策上の考え方をまとめた。

<介護保険適用サービスの概要>



○：民間事業者が参入できるサービス，×：民間事業者が参入できないサービス

<調査方法・対象>

調査方法	対象数	備 考
アンケート	4,845社	・ 民間（営利法人）の居宅サービス事業者9,285社の中から無作為抽出。有効回答数は3,735社（77.1%）。
	47連合会	・ 都道府県国民健康保険団体連合会（国保連）（注）
ヒアリング	延べ62件	・ 居宅サービス事業者，業界団体等。

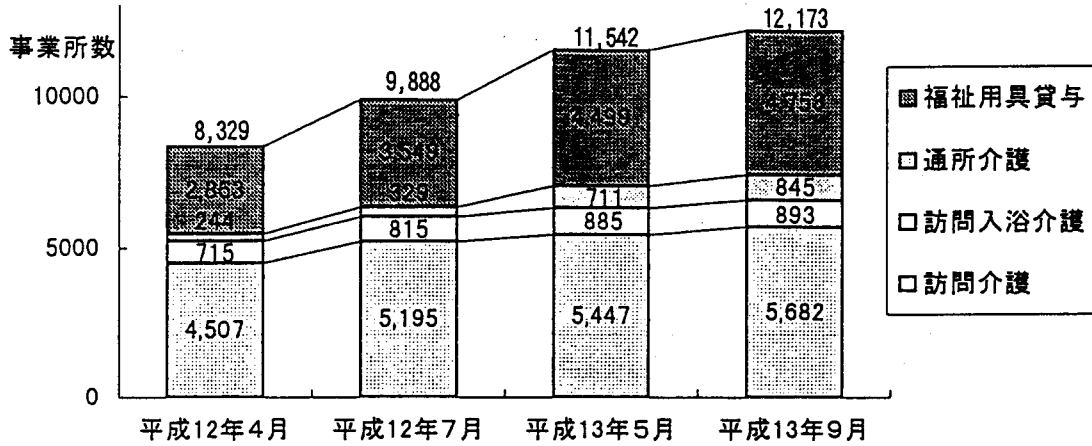
注： 都道府県国民健康保険団体連合会は、介護保険法において利用者からの苦情申立てに基づき、事業者等に対する調査・指導・助言を行う苦情処理機関と位置付けられている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部取引調査室 電話 03-3581-3372（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

2 居宅サービス事業分野への参入の動向

介護保険制度の創設（平成12年4月施行）により、民間事業者の居宅サービス分野への参入が認められたことに伴い、民間事業者の新規参入が活発に行われている。

<居宅サービス事業への民間事業者の参入状況>



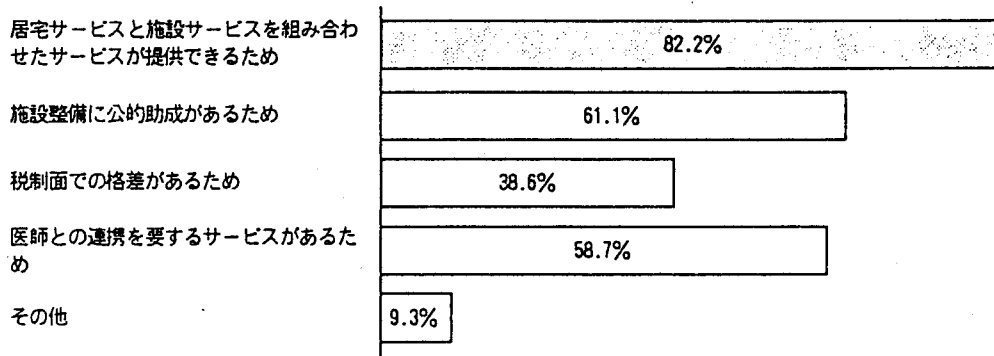
3 競争政策上の考え方

(1) 多様なサービス提供主体間における公正な競争条件の確保

ア 介護分野における制度の在り方についての検討の必要性

新規参入したほとんどの民間事業者は、社会福祉法人・医療法人の方が競争上有利であるとし、その理由としては、施設サービスを組み合わせたサービス提供ができるためとの回答が最も多くなっている。このように、居宅サービス分野において事業展開を図っていく上で、施設サービスを併せて提供しているかが競争に影響を与える側面もあると考えられる。

<社会福祉法人・医療法人が有利な理由>



(複数回答)

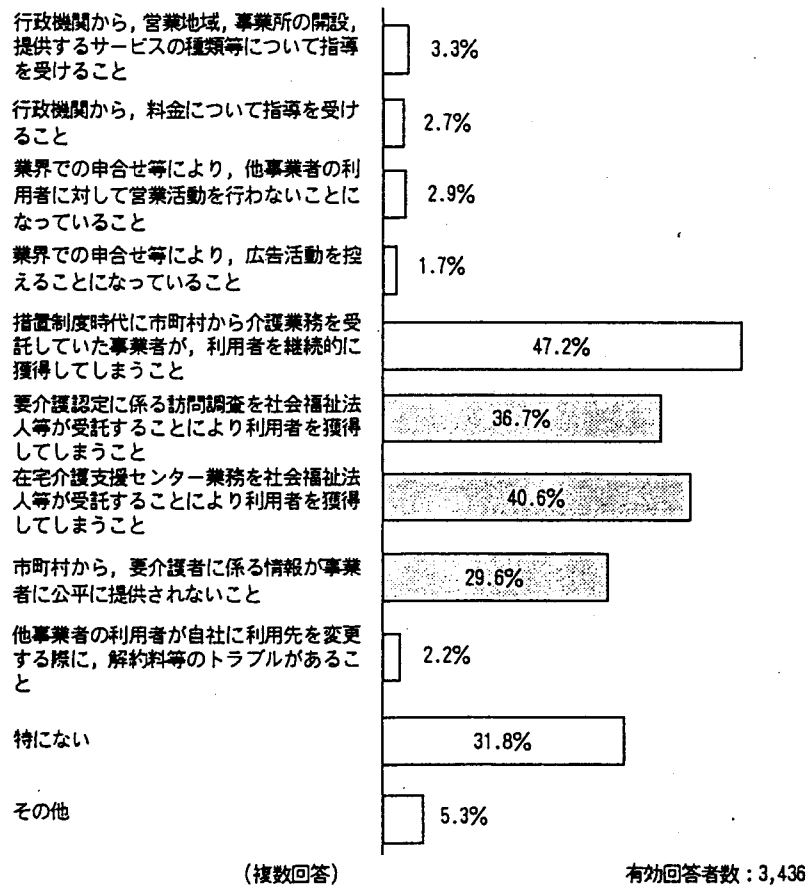
有効回答者数：2,730

- ⇒ ○ 競争政策の観点からも、介護サービス分野において多様なサービス提供主体間で公正な競争条件が確保されるよう、制度の在り方について検討を行っていくことが必要。
- 公正取引委員会としては、「政府規制等と競争政策に関する研究会」において検討。

イ 市町村の行政運営が利用者獲得をめぐる事業者間の競争に与える影響

市町村からの要介護認定のための訪問調査等の受託が利用者情報入手の効果的な手段となっている状況において、市町村によっては、特定の事業者に優先的に委託等を行っていることが、利用者獲得をめぐる競争に影響を与えている状況がみられる。

<利用者獲得に支障となる事項>



- ⇒ ○ 競争政策の観点からは、市町村において、訪問調査委託の基準等を明確にするとともに、委託に際し、特定の事業者を優遇しないことが必要。
○ 訪問調査の委託に際して特定の事業者を有利に扱う等の運用を行わないこと等を地方公共団体に対して要望。

(2) 居宅サービス分野における取引慣行

ア 事業者団体における利用者獲得等の制限行為

事業者団体の加入に際し、他事業者の利用者を自社に変更させる場合は、その事業者の了承を得た上で行うように言われた等の回答が割合は少ないものの一定数みられた。

- ⇒ ○ 事業者団体において、他の事業者の利用者を勧誘しない、獲得しない等の申合せを行うことは独占禁止法上問題となることから、団体の活動に当たっては事業者団体ガイドラインに十分留意することが必要。

- 介護サービス分野における事業者団体による利用者獲得の制限等の行為に対しては独占禁止法に基づき厳正に対処。

イ 卸売業者等による福祉用具貸与事業者のレンタル料金に対する関与

福祉用具貸与事業者は、レンタル料金については介護報酬が設定されておらず自らの判断により自由な料金設定が可能となっているが、卸売業者等作成の利用者向けカタログ記載の希望レンタル料金どおりに設定している場合が多い。

- ⇒ ○ 福祉用具貸与事業者が主体的に料金設定を行っていくことにより、レンタル料金をめぐる競争を促進していくことが重要。このため、卸売業者等のカタログにおいて希望レンタル料金といった非拘束的な用語を用いることが望ましい旨、関係団体に対して指摘。
- 福祉用具の卸売業者によるレンタル料金の拘束等の行為に対しては独占禁止法に基づき厳正に対処。

(3) 利用者に対する積極的な情報提供の必要性

ア 表示の適正化

国民健康保険団体連合会に対するアンケート調査によると、利用料・サービス内容の説明が不十分、居宅サービス契約時の説明と実際のサービスが異なる等の利用者からの苦情が少なからずみられた。

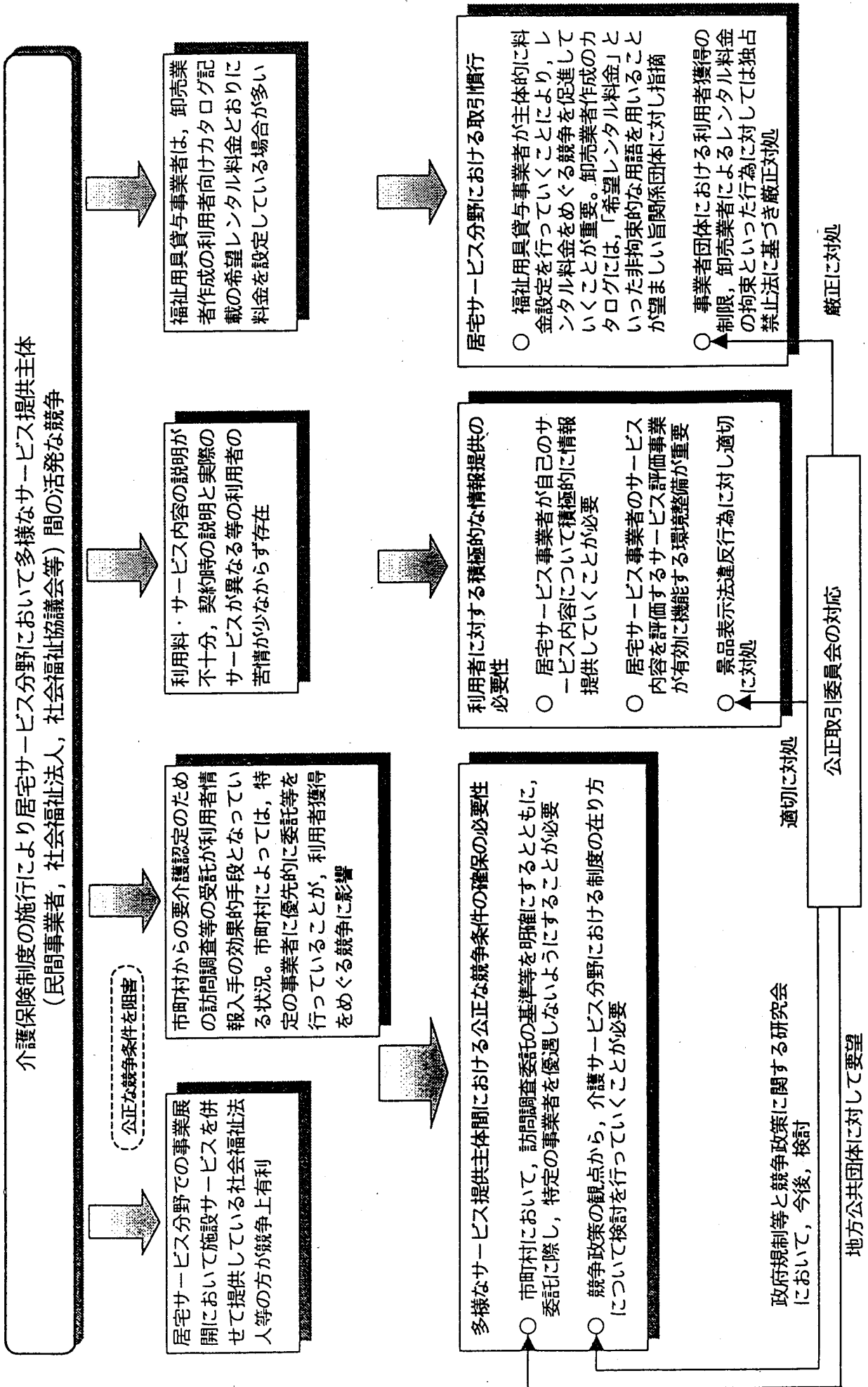
- ⇒ ○ 広告等における表示と実際のサービスが異なる場合には、不当表示として景品表示法上問題となることから、事業者が情報提供を行うに当たっては、適切な表示に努めることが必要。
- 利用者の選択をゆがめるようなサービス内容等についての虚偽・誇大な表示に対しては景品表示法に基づき適切に対処。

イ サービス評価事業が有効に機能するための環境整備

訪問調査受託等による利用者情報の入手が利用者の獲得につながっていること等から、利用者が複数の事業者のサービス内容を比較して選択可能とはなっていない状況。

- ⇒ ○ サービス内容については、利用者が比較して選択可能となるよう、また、サービス内容をめぐる競争を促進していく観点からも、事業者が積極的に情報提供していくとともに、サービス内容を評価するサービス評価事業が有効に機能するような環境を整備していくことが重要。

介護保険適用サービス分野における競争政策上の考え方



21. 1-02-001

261-88-B

介護保険適用サービス分野における 競争状況に関する調査報告書

— 居宅サービスを中心に —

平成14年3月

公正取引委員会事務総局

介護保険適用サービス分野における競争状況に関する調査

目 次

一調査結果及び競争政策上の考え方（要約）	i～iii
第1 調査の趣旨・調査方法	1
1 調査の趣旨・目的	1
2 調査方法	1
3 調査期間	2
第2 介護保険制度と規制の概要	3
1 介護保険制度の概要	3
(1) 介護保険サービスの概要	3
(2) 介護保険サービス利用のための手続	3
(3) 介護保険の運営と給付	6
2 居宅サービスに係る規制の概要	7
(1) 参入規制	7
(2) 料金規制	8
(3) 業務規制	9
第3 居宅サービス事業分野への参入の動向	10
1 居宅サービス事業分野への参入状況	10
(1) 居宅サービス事業所数	10
(2) 民間事業者の事業規模	11
2 参入時における行政指導の状況	13
3 事業者団体への加入状況	14
4 介護サービス分野における現行の制度的枠組みについて	16
(1) 現行の制度的枠組みに対する民間事業者の認識	16
(2) 施設サービスへの民間事業者の参入について	17
第4 利用者の獲得をめぐる競争	19
1 介護サービス料金の設定	19
2 利用者の獲得方法	20
3 利用者獲得に当たって支障となる事項	22
4 利用者に対する居宅サービス事業者選択のための情報提供	23
5 利用者の事業者変更に伴う事業者間のトラブル	24
第5 訪問調査及び在宅介護支援センター業務の市町村からの委託状況	25
1 訪問調査業務の委託	25
2 在宅介護支援センター業務の委託	27
第6 利用者への情報提供	30
1 利用者に対する重要事項の説明	30
2 利用者への情報提供の内容	31
3 サービス内容等についての利用者からの苦情等	32
第7 福祉用具（ベッド・車いす）のレンタル取引	34
1 福祉用具（ベッド・車いす）の流通経路	34

(1) 介護保険の対象となる福祉用具	34
(2) 福祉用具貸与事業者	34
(3) ベッド・車いすのメーカー及び卸売業者	34
(4) ベッド・車いすの流通経路	34
2 ベッド・車いすのレンタル料金の設定	36
3 レンタル料金についての卸売業者等の関与の状況	37
第8 競争政策上の考え方	39
1 多様なサービス提供主体間における公正な競争条件の確保	39
(1) 民間事業者の参入の促進	39
(2) 介護分野における制度の在り方についての検討の必要性	39
(3) 市町村の行政運営が利用者獲得をめぐる事業者間の競争に与える影響	40
ア 市町村の訪問調査等の委託と利用者獲得	40
イ 訪問調査を委託する場合の基準の明確化等	40
2 参入時における行政指導等の状況や居宅サービス分野における取引慣行	41
(1) 参入時における行政指導等の状況	41
ア 参入時における行政指導	41
イ 訪問介護員養成研修事業の指定時における行政指導	41
(2) 居宅サービス分野における取引慣行	42
ア 事業者団体における利用者の獲得、広告活動等の制限行為	42
イ 卸売業者等による福祉用具貸与事業者のレンタル料金に対する関与	42
3 利用者に対する積極的な情報提供の必要性	43
第9 今後の対応	45

第1 調査結果の概要

1 居宅サービス事業分野への参入の動向

(1) 民間事業者の参入の促進

介護保険制度の創設（平成12年4月施行）により、民間事業者の居宅サービス分野への参入が認められたことに伴い、民間事業者の新規参入が活発に行われている。しかしながら、新規参入した民間事業者からみれば、社会福祉法人・医療法人の方が競争上有利であるとの回答が9割に達している。その理由としては、居宅サービスと施設サービスを組み合わせたサービスが提供できるためとするものが最も多くなっている。

(2) 参入時における行政指導の状況

居宅サービス分野に参入するためには、都道府県知事の指定を受ける必要があるが、居宅サービス事業又は居宅介護支援事業の指定の申請に際し、「利用者を勧誘する広告活動を行わないように言われた」との回答が割合は少ないものの一定数みられた。

(3) 事業者団体への加入状況

半数近くの居宅サービス事業者が何らかの事業者団体に加入している状況にあるが、事業者団体の加入に際して、「他事業者の利用者を自社に変更させる場合は、その事業者の了承を得た上で行うように言われた」との回答が割合は少ないものの一定数みられた。

2 利用者の獲得をめぐる競争

居宅サービス事業者が利用者を獲得するに当たっては、医療法人等からの利用者情報の入手や市町村からの訪問調査や在宅介護支援センター業務の受託を通じた利用者情報の入手が効果的な手段となっている。他方、利用者獲得に当たって支障となることとしては、「措置制度時代に市町村から介護事業を受託していた事業者が利用者を継続的に獲得してしまう」とする回答が5割近くと最も多く、「在宅介護支援センター業務を社会福祉法人等が受託することにより利用者を獲得してしまう」（40.6%）、「要介護認定に係る訪問調査を社会福祉法人等が受託することにより利用者を獲得してしまう」（36.7%）といった回答が続いており、市町村の業務の委託方法等が利用者獲得に影響を与えている状況がみられる。

3 訪問調査及び在宅介護支援センター業務の市町村からの委託状況

訪問調査を市町村から受託している民間事業者は3割程度存在するが、訪問調査を受託している事業者によれば、受託の理由としては利用者獲得につながるためとする回答が6割以上を占めている。また、在宅介護支援センター業務を市町村から受託している民間事業者は少なくなっているが、受託している事業者によれば、受託の理由としては利用者獲得につながるためとす

る回答が6割以上を占めている。

4 利用者への情報提供

ほとんどの民間事業者が、利用者に対し重要事項説明書及び契約書を交付している状況にある。他方、介護保険法において利用者からの苦情処理機関と位置付けられている都道府県国民健康保険団体連合会に対する苦情や相談等についてのアンケート調査によれば、利用料・サービス内容の説明が不十分であるとの回答が約8割、契約時の説明と提供されるサービスが異なるとの回答が5割以上となっており、事業者のサービス内容等に関する利用者に対する説明が不十分であるという苦情等が少なからず存在することがうかがえる。

5 福祉用具（ベッド・車いす）のレンタル取引

福祉用具であるベッド及び車いすについては、福祉用具貸与事業者（居宅サービス事業者の一形態）が、卸売業者から買取り又はレンタルにより仕入れ、利用者に再レンタルする形態が主となっている。福祉用具貸与事業者は、利用者向けレンタル料金については、自らの判断により自由な設定が可能となっているが、卸売業者等作成の利用者向けカタログ記載の希望レンタル料金どおりに設定している場合が多い。

さらに、利用者向けレンタル料金設定において卸売業者から指示や示唆があるとする回答が2割程度あった。ただし、この点についてヒアリングで補足したところ、単にカタログ価格を参考にして利用者に提供してほしいと言われたものがほとんどであった。

第2 競争政策上の考え方

1 多様なサービス提供主体間における公正な競争条件の確保

(1) 介護分野における制度の在り方についての検討の必要性

居宅サービス分野において事業展開を図っていく上で、施設サービスを併せて提供しているかどうか競争に影響を与える側面もあると考えられることから、競争政策の観点からも介護サービス分野において多様なサービス提供主体間で公正な競争条件が確保されるよう制度の在り方について検討を行っていく必要がある。

(2) 市町村の行政運営が利用者獲得をめぐる事業者間の競争に与える影響

市町村からの要介護認定のための訪問調査等の受託が利用者情報入手の効果的な手段となっている状況において、市町村によっては、特定の事業者に優先的に委託等を行っていることが、利用者獲得をめぐる競争に影響を与えている状況がみられる。競争政策の観点からは、市町村において、訪問調査委託の基準等を明確にするとともに、委託に際し、特定の事業者を優遇しないようにすることが必要である。

2 居宅サービス分野における取引慣行

(1) 事業者団体における利用者獲得等の制限行為

居宅サービス分野において、事業者間の競争は利用者の獲得をめぐる行われるところ、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（事業者団体ガイドライン）において明らかにしているように、事業者団体において、他の事業者の利用者を勧誘しない、獲得しない等の申合せを行うことは独占禁止法上問題となることから、団体の活動に当たっては、事業者団体ガイドラインに十分留意する必要がある。

(2) 卸売業者等による福祉用具貸与事業者のレンタル料金に対する関与

福祉用具貸与事業者は、自らの判断により自由な設定が可能となっているが、卸売業者等作成の利用者向けカタログ記載の希望レンタル料金どおりに設定している場合が多い。福祉用具貸与事業者が仕入価格等を踏まえ、自らの判断に基づきレンタル料金を設定することにより、レンタル料金をめぐる競争を促進していくことが重要であると考えられる。このため、関係団体に対して、少なくとも卸売業者等のカタログにおいては、希望レンタル料金といった非拘束的な用語を用いることが望ましい旨の指摘を行った。

3 利用者に対する積極的な情報提供の必要性

(1) 広告等における表示と実際のサービスが異なる場合には不当表示として景品表示法上問題となるものであり、事業者が情報提供を行うに当たっては、適切な表示に努める必要がある。

(2) 居宅サービス事業者にとっては訪問調査等の受託による利用者情報入手が利用者の獲得につながっていること等から、利用者が複数の事業者のサービス内容を比較してサービスを選択することが可能となっていない状況にあると考えられる。このような状況を改善し、サービスをめぐる競争を促進していくためにも、居宅サービス事業者が積極的に自らのサービス内容について情報提供していくとともに、サービス内容を評価するサービス評価事業が有効に機能するような環境を整備していくことが重要であると考えられる。